

そのままでもいいんですか!?

その空き家

空き家を放置すると…  
草木が伸びて近隣の方に影響が!  
税金が上がる!?



まずは何を  
したらいいか?

改築  
したい!

売却  
したい!

取壊  
したい!

人に  
貸したい!

# 空き家なんでも 相談会

無 料

予約不要

どなたでも

平成30年9月18日(火) 10:00~15:00

練馬区役所 1階(練馬駅西口徒歩5分)

空き家があるがどうすればいいか? 誰かに貸したいが何をすべきなのか?  
そもそも何をすればいいかわからない? ということまで、専門家と区と一緒に  
空き家の活用・処分・管理などを考えてみませんか。

~わたしたち専門家が相談に乗ります!~

東京司法書士会 / 東京都行政書士会練馬支部

(公社)東京都宅地建物取引業協会練馬区支部 / (公社)全日本不動産協会東京都本部練馬支部

(一社)東京都建築士事務所協会練馬支部 / 練馬区環境まちづくり公社

【問合せ】練馬区環境課まち美化推進係 ☎03-5984-4709